

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会 第2回総会



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

日 時：令和5年9月1日（金）14時00分

場 所：八戸パークホテル ロイヤルホール

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会 第2回総会資料

〔 目 次 〕

(1) 報告事項

- 1 第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会委員等の変更及び就任について・・・ 1
- 2 第80回国民スポーツ大会開催準備経過について・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催等の
決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(2) 審議事項

【第1号議案】

- 組織の改編及び会則の一部改正（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(3) 参考資料

- ・ 資料1 第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則・・・・・・・・・・・・・・ 17

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会委員等の変更及び就任について

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則第8条第3項の規定により、令和4年11月18日から令和5年9月1日までの間における委員等の変更及び就任について、次のとおり報告する。

令和5年9月1日現在
(順不同・敬称略)

○変更分

役職名	所属機関・団体名	新任者	前任者
副会長	八戸市議会議長	小屋敷 孝	寺地 則行
	八戸市教育委員会教育長	齋藤 信哉	伊藤 博章
常任委員	八戸市中学校校長会会長	竹花 和人	三浦 一純
	青森県高等学校体育連盟会長	岡 一仁	下川原 堅藏
委員	八戸警察署署長	古川 昭治	山田 正昭
	三八地域県民局局长	菅 孝	富谷 正行
	八戸工業高等専門学校校長	土屋 範芳	圓山 重直
	八戸市連合父母と教師の会会長	富岡 朋尚	山子 泰典
	八戸市スポーツ少年団本部長	荒木 興一	江渡 光夫
	八戸食品衛生協会会長	南山 泰政	横町 俊明
	八戸歯科医師会会長	堀部 崇	松尾 芳明
	公益社団法人青森県看護協会三八支部支部長	佐々木 恵美子	武部 克子
	八戸市保育連合会会長	高橋 隆悦	今川 一
	日本郵便株式会社八戸郵便局局长	壬生 政美	高橋 芳雄
	一般社団法人八戸青年会議所理事長	坂本 俊也	工藤 恵之助
顧問	青森県議会議員	工藤 悠平	—
	青森県議会議員	高畑 紀子	—
	青森県議会議員	田端 深雪	—
	青森県議会議員	夏坂 修	—
	青森県議会議員	—	畠山 敬一
	青森県議会議員	—	田中 満
	青森県議会議員	—	松田 勝
参与	八戸市議会副議長	日當 正男	松橋 知
	八戸市議会議員	土嶺 直樹	—
	八戸市議会議員	長谷川 ひろゆき	—
	八戸市議会議員	前田 由美	—
	八戸市議会議員	石橋 充志	—
	八戸市議会議員	—	夏坂 修
	八戸市議会議員	—	冷水 保
	八戸市議会議員	—	工藤 悠平
	八戸市議会議員	—	高山 元延
	八戸市議会議員	—	田端 文明
	八戸市議会議員	—	久保 しょう
	八戸市議会議員	—	高橋 貴之
	株式会社デーリー東北新聞社代表取締役社長	広瀬 知明	荒瀬 潔
	株式会社朝日新聞社青森総局総局長	伊藤 唯行	横山 蔵利
	株式会社時事通信社青森支局支局長	落水 浩樹	四ツ井 宗治

○新規就任分

区分	所属機関・団体名	新任者	備考
市関係	八戸市福祉部部长	池田 和彦	※1
競技団体	青森県スケート連盟会長	岡田 英	※1
競技団体	青森県アイスホッケー連盟会長	橋本 昭一	※1
各種団体関係	八戸市身体障害者団体連合会会長	東山 国男	※1
競技団体	八戸市スケート協会会長	河原木 浩	※1
競技団体	八戸市アイスホッケー協会会長	田島 幹二	※1
各種団体関係	一般社団法人VISITはちのへ専務理事兼事務局長	阿部 寿一	※2

※1 第80回国民スポーツ大会冬季大会及び第25回全国障害者スポーツ大会開催決定に伴うもの。

※2 財務を処理する会計局（八戸市出納室に委任）設置に伴うもの。

第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過

年 月	内 容
平成 25 年 7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年 6 月 平成 27 年 7 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
9 月	青森県議会第 283 回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が令和 7 年（2025 年）に開催される第 80 回国民体育大会本大会の本県招致について表明
10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11 月	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成 28 年 1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年 4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、レスリング、自転車（トラックレース）、ソフトボール、ラグビーフットボール（7 人制）、ボウリング
平成 30 年 12 月	ラグビーフットボール（7 人制）競技の開催予定施設の変更 変更前：多賀多目的運動場、東運動公園陸上競技場、南郷陸上競技場 変更後：多賀多目的運動場
平成 30 年 8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和 元年 7 月 令和 2 年 1 月	中央競技団体による正規視察（7 競技） サッカー、バスケットボール、レスリング、自転車（トラックレース）、ソフトボール、ラグビーフットボール（7 人制）、ボウリング
令和 元年 10 月	ボウリング競技の会場地変更 変更前：八戸市、三沢市 変更後：八戸市

年 月	内 容
令和 元年 10 月	公益財団法人日本スポーツ協会が、知事、公益財団法人青森県スポーツ協会会長、教育長に第 80 回国民スポーツ大会冬季大会の開催を依頼
11 月	令和元年 11 月青森県議会第 300 回定例会の一般質問において、知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明
令和 2 年 6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和 4 年 8 月	中央競技団体（レスリング）による会場候補地視察（FLAT HACHINOHE）
9 月	第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に対し、レスリング競技の開催予定施設の変更依頼 変更前：八戸市東体育館 変更後：FLAT HACHINOHE
11 月	青森県準備委員会第 11 回総務企画専門委員会において、レスリング競技の開催予定施設の変更承認
11 月	第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会設立総会・第 1 回総会開催
令和 5 年 4 月	市観光文化スポーツ部スポーツ振興課内に国民スポーツ大会準備室を設置（4 名体制（うち 1 名兼務））
4 月	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察
7 月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和 8 年の第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として決定し、併せて第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催地としても決定
8 月	第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に改組
9 月	第 80 回国民スポーツ大会八戸市準備委員会第 2 回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会第 1 回総会

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の 開催等の決定について

1. 第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）

令和5年7月20日開催の公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の青森県開催及び会期が正式に決定されたので報告する。

(1) 2026年（令和8年）の第80回国民スポーツ大会の本大会と冬季大会は、「青森県」で開催する。

(2) 本大会の会期は、2026年（令和8年）10月10日（土）～10月20日（火）までの11日間とする。（冬季大会の会期は調整中。）

※ 競技会会期については、令和5年12月開催予定の公益財団法人日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において決定される予定。

2. 第25回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）

第80回国民スポーツ大会の青森県開催が正式に決定されたことに伴い、第25回全国障害者スポーツ大会の青森県開催も決定されたので報告する。

なお、会期は調整中。（国民スポーツ大会（本大会）の直後を原則として3日間の開催。）

《八戸市開催予定競技》

○ 第80回国民スポーツ大会

【正式競技】

	No.	競技・種目名		種別	開催予定施設
本大会	1	サッカー		少年男子	プライフーズスタジアム* ¹ 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場
	2	バスケットボール		成年男子	八戸市東体育館
	3	レスリング		全種別	FLAT HACHINOHE
	4	自転車(トラックレース)		全種別	八戸自転車競技場
	5	ソフトボール		成年男子	八戸市長根公園野球場 八戸市東運動公園野球場
	6	ラグビーフットボール(7人制)		成年男子 女 子	プライフーズスタジアム* ¹
	7	ボウリング		全種別	ゆりの木ボウル
冬季大会	1	スケート	スピード	全種別	YS アリーナ八戸* ²
			フィギュア	全種別	FLAT HACHINOHE
	2	アイスホッケー		全種別	テクノルアイスパーク八戸* ³ FLAT HACHINOHE

○ 第25回全国障害者スポーツ大会

【正式競技】

	No.	競技・種目名		障害区分	開催予定施設
	1	サッカー		知 的	プライフーズスタジアム* ¹
	2	フットソフトボール		知 的	八戸市新井田公園多目的広場

* 1 八戸市多賀多目的運動場 天然芝球技場

* 2 八戸市長根屋内スケート場

* 3 八戸市新井田インドアリンク

注) 開催予定の競技や会場は、正式決定前であるため、変更が生じる場合がある。

青の煌めきあおもり障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会



■ 個人競技 7競技

■ 団体競技 7競技

青森市

◇ 開・閉会式

陸上競技
(身体・知的)



水泳
(身体・知的)



アーチェリー
(身体)



卓球
(身体・知的・精神)



サウンドテーブル
テニス (身体)



身体: 身体障害者が出場できる競技
知的: 知的障害者が出場できる競技
精神: 精神障害者が出場できる競技

むつ市

バスケットボール
(知的)



五所川原市

バレーボール
(精神)



つがる市

バレーボール
(知的)



東北町

ソフトボール
(知的)



三沢市

ボウリング
(知的)



車いすバスケットボール
(身体)



弘前市

フライングディスク
(身体・知的)



ポッチャ
(身体)



十和田市

バレーボール
(身体)



おいらせ町

グランドソフトボール
(身体)

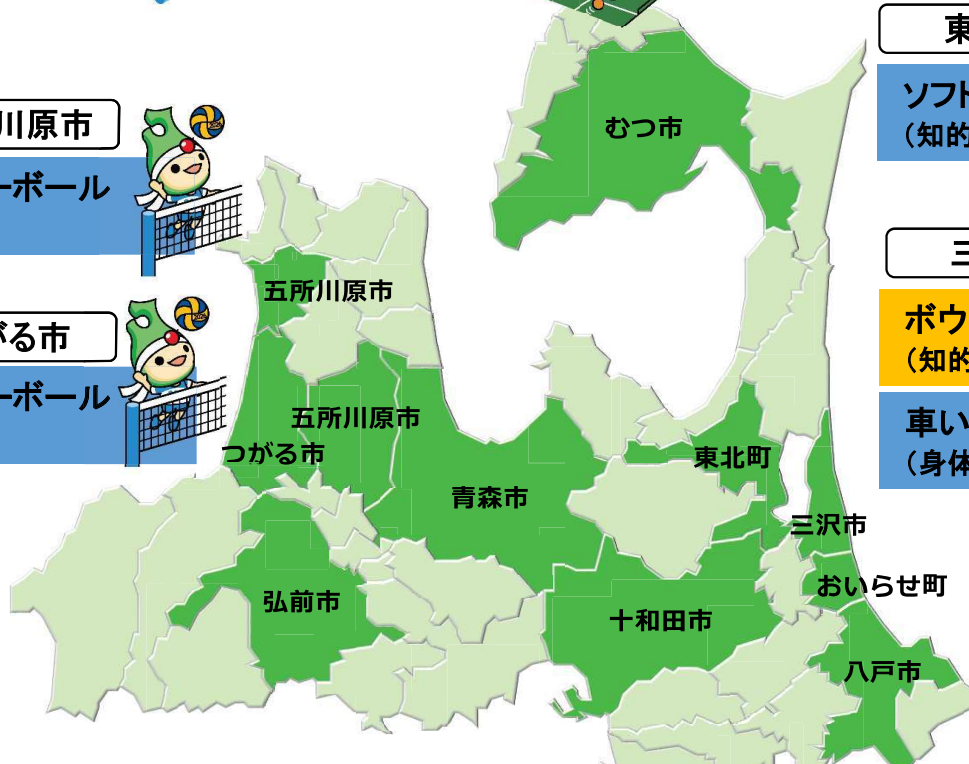


八戸市

サッカー
(知的)



フットソフトボール
(知的)



組織の改編及び会則の一部改正（案）

1. 趣旨

令和5年7月20日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2026年（令和8年）の開催が正式に決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2. 実行委員会設置の概要

(1) 名称

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会

(2) 組織

- ・準備委員会の総会及び常任委員会は、実行委員会に引き継ぐ。
- ・第80回国民スポーツ大会の開催に必要な業務に加え、新たに第25回全国障害者スポーツ大会の開催に必要な業務を行う。

(3) 役員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てる。

3. 会則の一部改正

「第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則」を「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則」に改めるとともに、必要な改正を行う。

〔主な改正内容〕

- ・「第80回国民スポーツ大会」 ⇒ 「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」
- ・「準備委員会」 ⇒ 「実行委員会」
- ・その他、語句の修正 等

【参考】国民体育大会開催基準要項

第25条 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- Ⅰ 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則の一部改正（案） 新旧対照表

改正後		改正前
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則		第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則
(名称) 第1条 本会は、 <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会</u> （以下「 <u>実行委員会</u> 」という。）と称する。	(名称) 第1条 本会は、 <u>第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会</u> （以下「 <u>準備委員会</u> 」という。）と称する。	(名称) 第1条 本会は、 <u>第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会</u> （以下「 <u>準備委員会</u> 」という。）と称する。
(目的) 第2条 <u>実行委員会</u> は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、八戸市で開催される競技会（以下「 <u>競技会</u> 」という。）の円滑な運営に関し、必要な <u>事務及び事業</u> を行うことを目的とする。		
(所掌事項) 第3条 <u>実行委員会</u> は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) <u>競技会の開催及び運営</u> に必要な方針及び計画の決定に関すること。 (2) <u>競技会の開催及び運営</u> に係る準備に関すること。 (3) <u>競技会の開催</u> に必要な施設及び設備の整備に関すること。 (4) <u>競技会の開催及び準備</u> に係る経費に関すること。 (5) (略) (6) その他 <u>実行委員会</u> の目的達成に必要な事項に関すること。		
(構成) 第4条 <u>実行委員会</u> は、会長及び委員をもって組織する。 2 (略)		
(役員) 第5条 <u>実行委員会</u> に次の各号に掲げる役員を置く。 (1)～(5) (略)		
(役員の職務) 第7条 会長は、 <u>実行委員会</u> を代表し、会務を総理する。 2～3 (略) 4 監事は、 <u>実行委員会</u> の財務を監査する。		
(役員の職務) 第7条 会長は、 <u>準備委員会</u> を代表し、会務を総理する。 2～3 (略) 4 監事は、 <u>準備委員会</u> の財務を監査する。		

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
(任期等) 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>実行委員会</u>の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～4 （略） （顧問及び参与） 第9条 <u>実行委員会</u>に顧問及び参与を置くことができる。 2～5 （略） 第10条 <u>実行委員会</u>に、次に掲げる会議を置く。 (1)～(2) （略） （総会） 第11条 （略） 2～4 （略） 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。<u>この場合において、当該委員は出席したものとみなす。</u> 6～8 （略） （常任委員会） 第12条 （略） 2～8 （略） 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。 （事務局） 第14条 <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。 2 （略）	(任期等) 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>準備委員会</u>の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～4 （略） （顧問及び参与） 第9条 <u>準備委員会</u>に顧問及び参与を置くことができる。 2～5 （略） 第10条 <u>準備委員会</u>に、次に掲げる会議を置く。 (1)～(2) （略） （総会） 第11条 （略） 2～4 （略） 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。 6～8 （略） （常任委員会） 第12条 （略） 2～8 （略） 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。 （事務局） 第14条 <u>準備委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。 2 （略）

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
(経費) 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (委任) 第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散) 第19条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 附 則 (略) 附 則 この会則は、令和5年 月 日より施行する。	(経費) 第15条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第16条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第17条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。 2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (委任) 第18条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散) 第19条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 附 則 (略) 附 則

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、八戸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 八戸市を代表する者
- (2) 八戸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、八戸市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名し

た副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

~~9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。~~

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分できる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

この会則は、令和4年11月18日から施行する

附 則

この会則は、令和5年 月 日より施行する。

第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会八戸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会において、八戸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 八戸市を代表する者
- (2) 八戸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、八戸市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で輕易なものについては、これを専決処分できる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

- 第15条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)

- 第16条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第17条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

この会則は、令和4年11月18日から施行する